

第5回統計基準部会 議事概要

- 1 日 時：平成21年6月18日(木) 14:00～16:10
- 2 場 所：総務省第二庁舎6階特別会議室
- 3 出席者：
 - (部 会 長) 大守 隆
 - (委 員) 野村 浩二、舟岡 史雄
 - (専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ
 - (審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、東京都、埼玉県
 - (事 務 局) 内閣府：河合統計委員会担当室参事官
総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、須藤アドバイザー（統計センター）
- 4 議 題：
 - (1) 大分類A - 管理的職業従事者について
 - (2) 大分類F - 保安職業従事者について
 - (3) 大分類G - 農林漁業作業者について
 - (4) 大分類I - 輸送・定置・建設機械運転従事者について
 - (5) 大分類J - 建設・採掘作業者について
 - (6) 日本標準職業分類の一般原則について
 - (7) その他
- 5 審議の概要：
 - (1) 大分類A・F・G・I・Jについて
事務局から、各大分類の設定に当たったの考え方、改定点について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。
 - (大分類A - 管理的職業従事者について)
管理的職業従事者の総説中の「専ら」の文言は削除してもよいのではないか。
 - (大分類F - 保安職業従事者について)
警察官、海上保安官、消防員について、管理職と現業を分けるべきではないか。
小分類「453 警備員」には、住宅の警備も含まれることを明示すべきではないか。
 - (大分類J - 建設・採掘作業者について)
土木作業現場で単純作業を行う者は、大分類J「建設・採掘作業者」に分類されるとしているが、大分類K「労務作業者」に分類すべきではないか。

(2) 日本標準職業分類の一般原則について

前回の部会において部会長から提起された課題に対し、各委員が提出した意見について説明をした後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

複数の場所で仕事を行う者については、スキルで格付けするのが困難であることから、その代理指標として報酬に着目してはどうか。

仕事とは何かということがまず議論されるべきである。

一般原則では、仕事の対象期間は特定せず、それぞれの統計調査で用いる定義に合わせることでよいと思われる。

大分類の呼称については、「***従事者」で統一してはどうか。

(3) その他

事務局から、これまでの部会での指摘事項の一部に対する対応案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

大分類E「サービス職業従事者」の説明において、「個人の家庭おける…」という文言を削除してしまうと、仕事の行われる場所が限定されなくなってしまい他の中分類項目と重複することになってしまうので削除すべきではない。

一般原則については部会長と事務局で、各大分類における指摘事項については、事務局において検討・整理する。

次回の部会は、6月26日(金)14時から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>